

- ・本人確認
- ・滞納者情報削除
- ・滞納金免除
- ・登録情報の抹消

以上の解約手続きの履行により、貴殿とサービス提供元との間に何らの債権債務のないものとする。
また、再度の請求等および個人情報の公開措置等を行わないものとする。

但し、指定期限内に契約解除を行わない場合は、債務者である貴殿に対しこのまま民事訴訟へと移行させていただきます。

また、滞納者として信用信息機関へ登録し、債権債務が解消されるまでの期間、電気・ガス・水道を停止させていただきます。

給与所得者の場合や、銀行口座に個人資産がある場合、給料差押え等の法的措置を先に行います。

逃亡の恐れがある場合は、親類縁者、実家、勤務先等関係先への連絡、および書面通達を積極的行います。

以上、速やかな問題解決の意思がある場合は上記を熟読後、和解の申請をお願い致します。

草々

係争  (印)